

事務事業名	特定保健指導事業				担当	市民生活部 国保年金課 国民健康保険係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				増補版施策名			
施策名	6	健康づくりの推進				☐ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画	真岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略 真岡市健康 2 1 プラン					事業期間	☐ 単年度のみ		
法令根拠	高齢者の医療の確保に関する法律						☒ 単年度繰返（開始年度 平成20 年度～）		
予算科目	2.国民健康保険特別会計		8.保健事業費	1.特定健康診査等事業費			☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）		
事業概要	国保の保険者である市が、4 0 歳以上を対象とした特定健康診査の結果から内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数に着目し、リスクの高さや年齢に応じ、レベル別に保健指導を行うため、対象者の選定を行い情報提供の他、動機づけ支援・積極的支援の特定保健指導を行う。 ・情報提供：年1回、健診結果と一緒に生活習慣病・内臓脂肪症候群の基本的知識や食生活と運動習慣のバランスなどの情報を対象者に提供する。 ・動機づけ支援：原則1 回面接による支援を実施。生活習慣の改善を指導して6 か月後に電話やE-mailで結果を評価する。委託事業者：栃木県保健衛生事業団 ・積極的支援：初回面接後、3 か月以上定期的・継続的に支援する。中間評価をする積極的関与タイプと行動変容を維持させる励ましタイプがある。								

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 30年度実績 ・指導の日時、会場の設定 ・対象者へ案内の送付 ・動機づけ支援：初回面接、6 か月後の評価 ・積極的支援：初回面接、3 か月以上の継続支援、6 か月後の評価、途中経過として血液検査実施 ・初回面接欠席者は別日程を案内、健康栄養相談訪問等で実施。 (初回 3 9 回 (追加 1 回)、採血 1 1 回、中間 9 回、支援レター 8 回 + 最終 9 回 = 計 7 6 回) 31年度計画 ・30年度実施事業のほか、健診当日保健指導（総合福祉センター）を実施する。(2 0 回 / 年) ・31年度から動機づけ支援の評価を6 か月後とする。	⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移 名称 単位 27 年度(実績) 28 年度(実績) 29 年度(実績) 30 年度(実績) 31 年度(見込) ア 支援該当通知者数 人 836 859 926 829 893 イ 動機づけ支援実施回数 回 37 37 37 38 38 ウ 積極的支援実施回数 回 75 75 75 76 75 エ オ						
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 特定保健指導（動機づけ支援・積極的支援）該当者	⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移 名称 単位 27 年度(実績) 28 年度(実績) 29 年度(実績) 30 年度(実績) 31 年度(見込) ア：動機づけ支援該当者 人 580 599 646 589 634 イ 積極的支援該当者 人 256 260 280 240 259 ウ エ オ						
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） ・動機づけ支援、積極的支援に参加してもらう。 ・自らの健康状態を自覚して生活習慣の改善に係る自主的な取組の実施を行ってもらう。 ・生活習慣病の早期発見、早期治療に結びつけることにより、増大する医療の抑制につなげる。	⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移 名称 単位 27 年度(実績) 28 年度(実績) 29 年度(実績) 30 年度(実績) 31 年度(見込) ア：動機づけ支援参加者数 人 380 379 434 434 467 イ：動機づけ支援参加率 % 65.5 63.3 67.2 73.7 73.7 ウ 積極的支援参加者数 人 169 164 170 155 167 エ 積極的支援参加率 % 66.0 63.1 60.7 64.6 64.6 オ：医療給付費の額 千円 5,177,631 5,049,254 5,038,571 4,914,460 4,924,288						
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） ・自分の健康に関心を持ってもらい生活習慣病の予防につなげることににより、健康で元気に暮らしてもらう。	⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移 名称 単位 27 年度(実績) 28 年度(実績) 29 年度(実績) 30 年度(実績) 31 年度(見込) ア：健康で元気に暮らしている市民の割合 % 83.5 83.9 82.9 82.8 83.0 イ ウ エ オ						

(2) 総事業費の推移				単位	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	2,409	1,805	2,974	0	0
			県支出金	千円	2,409	1,805	2,974	1,459	1,352
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	2,411	1,806	2,974	2,050	3,311
			事業費計 (A)	千円	7,229	5,416	8,922	3,509	4,663
	人件費		正規職員従事人数	人	5	5	5	5	5
			延べ業務時間	時間	8,426	8,519	8,853	8,346	8,652
			人件費計 (B)	千円	35,305	35,379	36,740	34,794	36,070
			トータルコスト(A)+(B)	千円	42,534	40,795	45,662	38,303	40,733

③事務事業の環境変化・市民意見等	
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	平成 1 8 年 6 月の医療制度改革により、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成 2 0 年 4 月から医療保険者に対し、4 0 歳から 7 4 歳までの加入者を対象とする、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための健康診査（特定健診）及び保健指導（特定保健指導）の実施が義務づけされたため。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは 5 年前と比べてどう変わったのか？	・平成 2 8 年度に策定された真岡市国民健康保険データヘルス計画の中にも盛り込まれ、被保険者の健康増進を図り、医療費の抑制につなげることがより一層求められてきている。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	

2. 1 次評価の部 *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 特定保健指導により、生活習慣を見直すきっかけを与えることは、生活習慣病の早期発見、早期治療につながり、市の施策に結びつく。 また、内臓脂肪型症候群の予備軍から患者に変わるのを防ぐことは、医療費の抑制につながり国保財政の健全化にも結びつく。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 「高齢者の医療の確保に関する法律」の規定により、特定保健指導を行わなければならない。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 「高齢者の医療の確保に関する法律」の規定により、40歳以上の国保加入者に対して特定健診を行わなければならない、特定健診の階層化により支援の対象者には特定保健指導を行わなければならない。
有効性評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☐ 向上余地はない ☒ 向上余地がある 特定保健指導の動機づけ支援又は積極的支援の対象者全員に保健指導を受けてもらうように周知を図っていく。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 生活習慣病の早期発見・早期治療ができず、重篤化により、医療費が増大する。 （「高齢者の医療の確保に関する法律」の規定により、実施することが定められた事業である。）
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の経費で行っている。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずに正社員以外の職員や委託でできないか （アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 最小限の人件費で行っており、削減の余地はない。
公平性評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 受益者負担はない。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☒ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☒ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☐ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上		○		維持				低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上		○																					
	維持																							
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の 2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える		(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上		○		維持				低下			
			コスト																						
			削減	維持	増加																				
成果	向上			○																					
	維持																								
	低下																								
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																									
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☒ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☐ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																								